

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第13回 「有価証券の評価」

(※ 有価証券の評価に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP1】 満期保有目的の債券の評価

(1) 通常時の評価

原則として、取得原価をもって貸借対照表価額とする。

ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法(利息法又は定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

(2) 時価があるか?

NO

YES

(2) ① 時価のある満期保有目的の債券の減損

(2) ① (i) 50%程度以上の時価の下落があるか?

(2) ① (ii) 30%以上50%未満の時価の下落か?

(2) ① (ii) 会社が設定した合理的な基準に合致しているか?

YES

NO

YES

NO

NO

YES

(2) ① (i) 合理的な反証はあるか?

(2) ① (ii) 回復可能性があるか?

NO

YES

YES

NO

(2) 減損処理する。

減損処理しない。

(2) 減損処理する。

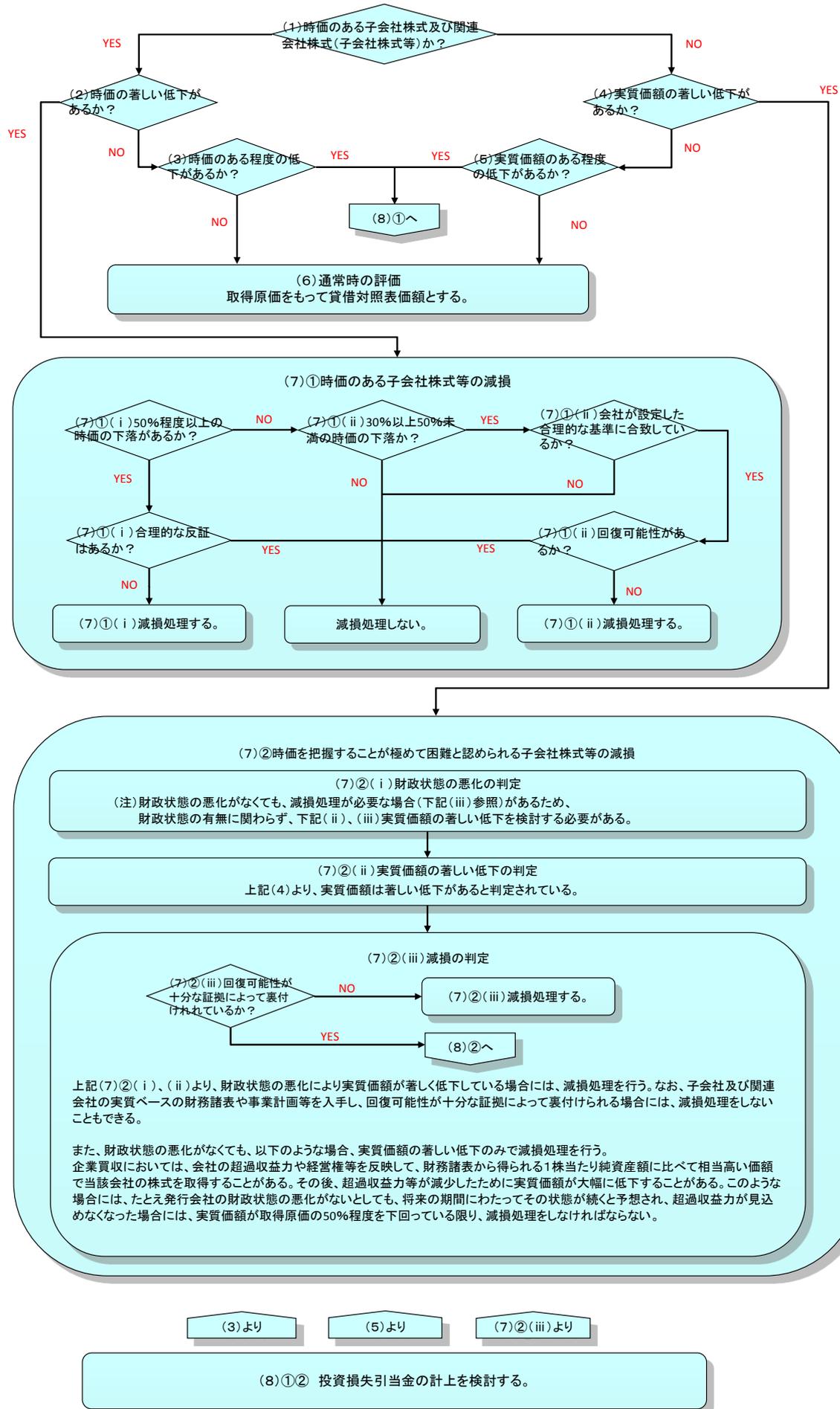
(2) ② 時価を把握することが極めて困難と認められる満期保有目的の債券の減損

時価を把握することが極めて困難と認められる満期保有目的の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずるとされている。したがって、償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて信用リスクに応じた償還不能見積高を算定し、会計処理を行う。償還不能額がなければ、当然に(1)通常時の評価と同額が貸借対照表価額となる。

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第13回 「有価証券の評価」

(※ 有価証券の評価に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP2】 子会社株式及び関連会社株式の評価



フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第13回 「有価証券の評価」

(※ 有価証券の評価に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP3】 その他有価証券の評価

